

陳 情 文 書 表

| | |
|-------|--|
| 受付番号 | 第10号 |
| 件名 | 地方税の特別徴収税額の決定・変更通知書に共通番号を記載しない事」の陳情 |
| 受付年月日 | 平成29年3月2日 |
| 陳情者 | <p>神戸市 [REDACTED] 兵庫県商工団体連合会 会長 磯谷吉夫 三田市 [REDACTED] 三田民主商工会 会長 林正之</p> |
| 要旨 | <p>総務省は、今年5月に各事業者に郵送される市長村民税などの「特別徴収税額の決定通知書」に従業員のマイナンバー（共通番号）を記入するよう、市区町村に指導しています。</p> <p>このことで、①知らないところで個人番号がやりとりされる「個人」の問題、②個人番号を一方的に通知される「事業者」の問題、③通知を行う「自治体」の問題、の3つの問題点が明らかになっています。</p> <p>「個人」の問題では、各自治体と事業主との間で個人番号がやりとりされることになれば、自分の個人番号が、いつ・どこから漏れたのかわかりません。誰にも教えていないのに、世間が個人番号を知ることになります。</p> <p>「事業主」の問題では、安全管理体制が整っていなくても、予告なく一方的に個人番号が通知されてしまい、番号が漏れれば厳しい罰則が課せられる可能性がある、また、従業員から個人番号の提供を受けていない場合は、自治体から通知された番号を他に使うことをできず、うっかり社会保険の手続きなどに利用した場合も処罰の対象となります。</p> <p>「自治体」は、総務省から「適正に管理運営せよ」と助言されています。普通郵便で個人番号を送付し、郵便事故により情報が漏れいした場合には、損害賠償請求されることも想定されます。書留などの特定の郵便で送付する場合、自治体コストがかかり大変です。</p> <p>運用開始後、システムトラブルや番号漏えいの事件が相次いでおり、マイナンバー（共通番号）制度に対する不安は大きく広がっています。</p> <p>事業者に多大な負担を強いることは、経営の圧迫につながりかねません。つきましては、貴議会において、下記の項目を検討し、対処していただくよう陳情します。</p> <p style="margin-left: 2em;">＜陳情の項目＞ 地方税の特別徴収税額の決定・変更通知書に共通番号を記載しない事</p> |
| 付託委員会 | 経営政策常任委員会 |